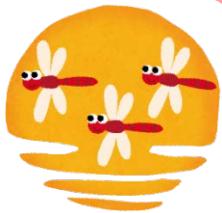


第1期地区 まちづくりニュース

令和2年10月15日発行 第14号
横浜市 都市整備局 二ツ橋北部土地区画整理事務所

朝夕の風に秋の涼しさを感じるこのごろ、皆さまいかがお過ごしでしょうか。
今年は新型コロナウィルスの流行により、日常生活でのご不便も多いかと思います。

二ツ橋事務所では感染症対策を取りながら事業を進めており、ご相談等がございましたらお気軽に事務所までご連絡ください。



1. 第8回土地区画整理審議会を開催しました

審議会補欠選挙により、土地所有者からなる委員として、塩澤委員、二見委員、松本委員の3名が加わり、9名体制で第8回土地区画整理審議会を開催しました。

審議会では事業の進捗状況を説明したのち、第3回仮換地指定について諮詢し、案のとおり異議なしとのご回答をいただきました。

【開催概要】

- 日時 令和2年7月15日(水) 11:00~11:45
- 内容 第3回仮換地指定について

【審議会の様子】



2. 第3回仮換地指定を行いました

令和2年1月に行いました第2回仮換地指定に続き、令和2年7月30日付で第3回仮換地指定を行いました。

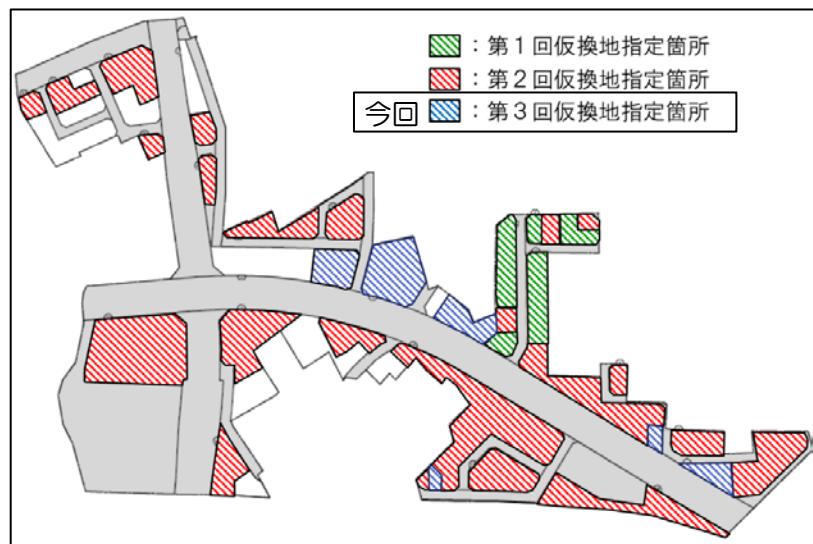
(右図の青色の箇所)

今回の仮換地指定により地区内の約8割にあたる宅地の仮換地指定が完了しました。

現在は仮換地指定を行った地権者の皆さまへの建物等移転補償を順次進めています。今後は第2回、第3回の仮換地指定箇所において宅地等の造成工事を進めてまいります。

◆第3回仮換地指定の概要

【仮換地指定箇所図】



仮換地指定日	令和2年7月30日 (効力発生日: 8月7日)
仮換地指定の筆数	従前の宅地: 4筆 仮換地: 8筆
仮換地指定通知の内訳	宅地所有者: 2通

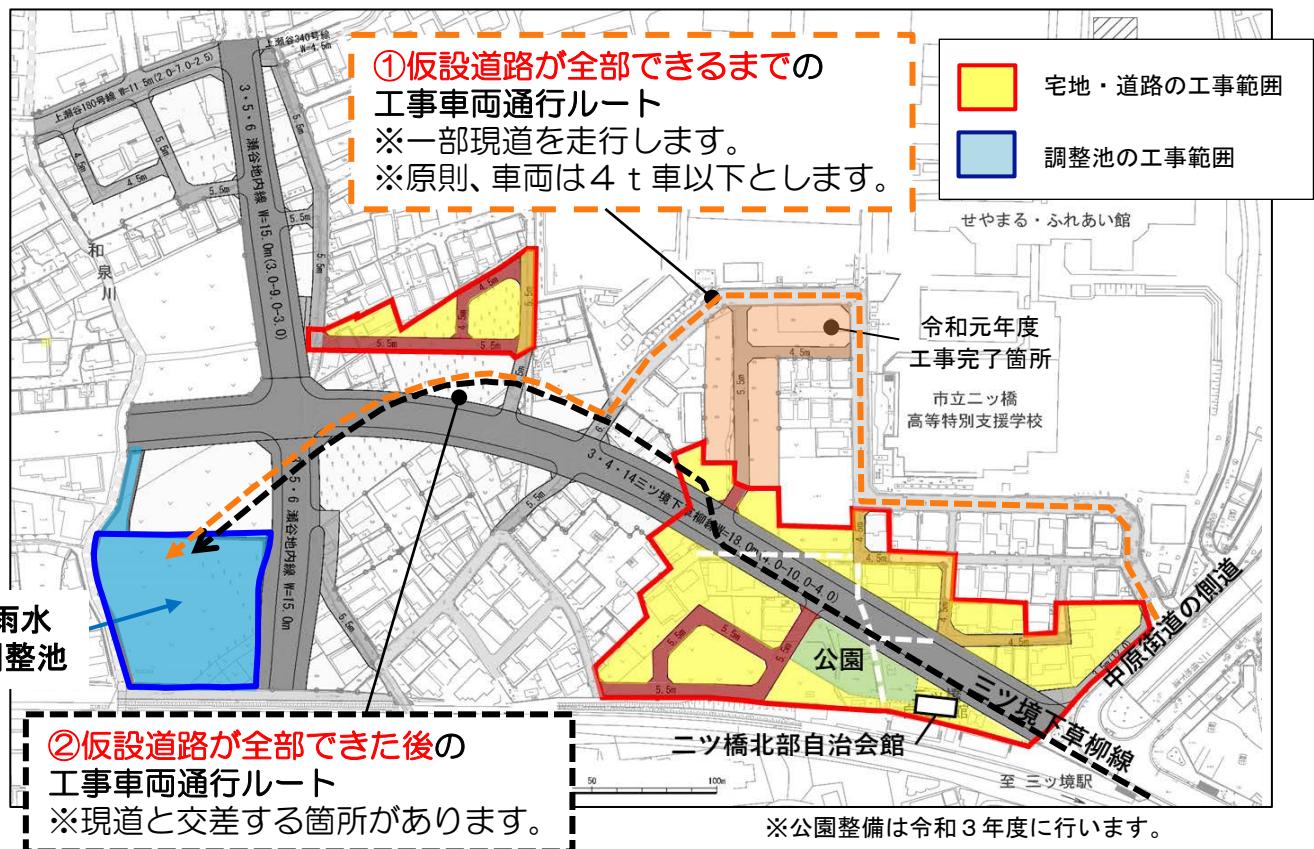
3. 調整池及び宅地等の基盤整備工事に着手します。

今年度は調整池（図中青枠部分）及び三ツ境駅側の宅地や道路（図中赤枠部分）の工事に着手します。

調整池工事については8月頃から、宅地や道路の工事については9月頃から着手する予定でしたが、工事着手までに行う必要がある関係機関との協議が新型コロナ対策等により遅れたため、現在工事契約手続きを進めている段階です。そのため工事の着手時期はそれぞれ3か月程度遅れる見込みです。工事着手の遅れによる地権者の皆さまの移転時期等への影響については個別にご説明差し上げます。工事にあたり、仮換地の造成計画と地権者の皆さまの建築計画等の調整についても個別にご連絡のうえ進めておりますので、ご協力をお願いします。

今年度工事の詳細につきましては、工事施工業者の決定後に開催する工事説明会にてご説明します。

【令和2年度工事着手範囲図】



【お問い合わせ先】

横浜市 都市整備局 市街地整備部

ニツ橋北部土地区画整理事務所

住 所 : 〒246-0021

瀬谷区ニツ橋町 467-23

電 話 : 045 (363) 3110

FAX : 045 (363) 3116

担 当 :

（換地・工事関係）

森・福田・増子・横田・平井（貴）

（補償関係）矢部・平井（晶）・石原・菅原

（審議会関係）鈴木・壬生

※令和2年4月～職員の異動により新体制になりました



事業に関して不明な点やご意見、
ご相談等がありましたら、お気軽に
ご連絡ください。

